

## 振動規制法に係る特定施設・特定建設作業一覧

### 1 特定施設の種類の種類（別表第一）

- (1) 金属加工機械
  - イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
  - ロ 機械プレス
  - ハ セン断機（原動機の定格出力が 1kW 以上のものに限る。）
  - ニ 鍛造機
  - ホ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が 37.5kW 以上のものに限る。）
- (2) 圧縮機\*（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- (3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。）
- (4) 織機（原動機を用いるものに限る。）
- (5) コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kW 以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kW 以上のものに限る。）
- (6) 木材加工機械
  - イ ドラムバーカー
  - ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (7) 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kW 以上のものに限る。）
- (8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kW 以上のものに限る。）
- (9) 合成樹脂用射出成形機
- (10) 鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※約 0.74kW が 1 馬力（1PS）に相当します。

\*：別表第一第二号の圧縮機には、冷凍機に用いるものは含まれない。

### 2 特定建設作業（別表第二）

- (1) くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- (2) 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- (3) 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
- (4) ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）